

平成 14 年 12 月 12 日

東京電力(株) 原子炉格納容器漏洩率検査に係わる問題について

全国電力関連産業労働組合総連合

東京電力株式会社（以下、東京電力とする）は、昨日（12月11日）、福島第一原子力発電所1号機における「原子炉格納容器漏洩率検査に係わる問題について（最終報告）」を、経済産業大臣（以下、経産省とする）へ提出するとともに、当該問題に関与し現在在籍している社員を対象に、同日付けで解職を含む措置を9名に行うことを発表しました。

この問題は、東京電力において社内調査を行ったのち、さらなる厳密な調査を行うために10月4日に社外弁護士5名による調査団が編成され、以降2ヶ月にわたる調査が実施されたものです。調査過程においては、10月25日に、定期検査中の格納容器漏洩率検査（平成3年及び平成4年）に際して、圧縮空気を格納容器内に注入するなどして、正確な漏洩率が確認できないまま当該検査を受検するという不正行為の存在事実等が中間報告され、東京電力は同日、経産省へその事実関係を報告しました。経産省は、この中間報告を受け、これらの行為を極めて悪質なものとし、原子炉等規制法に基づく、当該発電所の1年間の原子炉運転停止という厳しい行政処分を行う考え方を示し、さる11月22日に開催した聴聞手続きを経て、11月29日に停止命令を下しました。

今回の最終報告では、中間報告と同様に不正行為の存在事実を認めた上で、不正行為の手口、至った経緯・背景、詳細な事実関係や他発電所の状況などの調査がまとめられ、その中で、「当時の職場事情」、「安定供給への過剰な意識」、「安全性に対する誤った意識」などが指摘されるとともに、具体的な再発防止対策等について提言が行われました。なお、今回の2件以外には、他発電所を含め、不正は認められませんでした。

また、原子力・安全保安院は、これら不正の認められた発電所以外の東京電力の全ての原子力発電所に対し、念のため、順次厳格な格納容器漏えい率検査を実施し、その健全性を確認していくこととしています。

電力総連は、安全が最優先の原子力発電所で、原子炉安全上重要な機器の健全性を確認する検査において、このような行為が過去に行われたことは、原子力発電所における安全性を脅かす重大な問題であり、決してあってはならない許されざるものと受け止めております。また、こうした行為を把握出来なかった労働組合として責任を痛感するとともに、立地地域をはじめとした多くの方々の原子力発電所における安全に対する信頼を裏切る結果となり、あらためて深くお詫び申し上げます。そして、今後、格納容器の健全性を確認する検査が順次実施され、一日も早く全ての発電所における健全性が確認されることが、信頼につながる第一歩と考えております。

電力総連は、現在行われている自主点検に係わる総点検や既に策定された再発防止策が徹底的に実施されるよう事業者に求めるとともに、労働組合としても再発防止策を策定し社会的信頼回復に向けて全力を尽くしてまいり所存ですので、引き続きご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上